

1. 5分以内勤続1臨時雇ハ本雇トスル可

2. 夜勤ノ場合ハ1人ニ五分支給

3. 公傷ハ1人日給支給

4. 勤続者ハ作業上不適者ト認めルニ付考慮サレタリ

解雇事項

1. 夜勤者ニ対シ1人ニ五分支給

2. 他ノ理由ニ付テハ工場新築会ヲ設置シテ協議スル可